

チェルノブイリ事故35周年のつどい ～フクシマ10年と結んで～

昨年から救援関西の《つどい》も日程の延期や定員の半減を余儀なくされ、コロナ感染拡大の影響を大きく受けています。4月24日に予定していた表題の《つどい》も、7月4日に会場36人、インターネット（Zoom）11人の参加者で、やっと開催することができました。2月に続いてネット参加もあり、なんて便利な世の中になりましたなあ（年寄りの感想やね）。もどかしさもありますが、遠隔地の方には便利です。（今回は、東京・名古屋の方々の参加もありました。）



もっとも、会場で皆さんにお会いできるのが一番嬉しいのは言うまでもありません。

事務局報告は振津さんから

*本来なら今年に《チェルノブイリ35年とフクシマ10年を結ぶ 第2回国際シンポジウム》を予定していたがコロナ禍で開催できず、来年の実施を目指すこととし、ロシアやベラルーシとの往来が可能になりそうな状況を見て準備を開始します。

*懸案の「国際人権理事会へチェルノブイリ・フクシマのヒバクシャとの共同声明の提出」、声明文原案を発表、質疑や意見交換をしました。（3ページ振津さんの記事で詳細をお読みください）

続いて、動く紙芝居『なみえ母娘避難物語 私は帰らない』DVDの上映

2017年に『浪江消防団物語 無念』上映時に講演いただいた岡洋子さんと長女美里さん母娘の東日本大震災・原発事故避難の体験をベースに制作された紙芝居が『私は帰らない』です。

介護福祉士として働き始めたばかりの美里さんは、放射能からの避難に多くのお年寄りと行動を共にした。避難圏が拡大していく中、明確な受け入れ先が決まらないままに転々と移動。寝たきりのお年寄りも無理にでもお連れする。容体が悪化し薬が間に合わずに亡くなる方もあり、若い美里さんは自責の念に捕らえられる。自然災害であれば困難ではあってもそれなりの目途がつけられたはずが、放射能のせいで戦場のような先の見えない逃避行を強いられた。

その間不眠不休の介護を続けた美里さんは倒れてしまう。施設長が母の洋子さんに迎えに来てほしいと電話するが、その時美里さんは「お母さん、私は大丈夫。頑張れるから。私は帰らない」と涙ながらに訴える。母は電話で、「お母さん、あんたを信じっから、泣くのはやめて。近くに誰かいる？ お母さんお願いしたいことがあるから代わって」「…婦長さんですか、私の娘です。患者さんを放って帰ることはしないと思います。私は娘を信じています。ただ、婦長さん、大変申し訳ありませんが、私に代わって強く娘を抱きしめてもらえませんか」と。婦長さんは「私でいいのですか」と言いながらも、しっかりと抱きしめ美里さんを力づける。

なんとか一段落ついて、援護も得られることになった。美里さんはそれでも留まろうとするが、今度は母の洋子さんは限界に達した美里さんを迎えに行き、「あんたがいる方がみんなに迷惑をかけるんだよ」と娘を連れて帰り休ませる。

以前、大阪に来られた岡洋子さんは、「私たちは大したことなくて…」とおっしゃったが、震災に重ねての原発事故、それぞれの人に言うに言われぬ思いがあったに違いない。その体験を抽出し、紙芝居で表現されたことで鮮明な印象を受けました。『チェルノブイリの祈り』の著者スベトラナ・アレクシェヴィチさんも、被害者の聞き取りを「小さな声を集めて記録する」と言われたが、個人の体験を時の経過によって埋もれさせることなく、作品に定着させることでディティールを生きた状態で残すのは大切ですね。

休憩後、アカリさんが民謡『お盆祭り』『会津磐梯山』と『山のうた』をトバリさんのギター



ー伴奏で歌って下さいました。いつものように、透き通る声が気持ちを澄ませてくれます。『山のうた』には～あなたの愛した山を護れなくて、ごめんなさい～という歌詞があり、会津出身のアカリさんは「福島の間人にとっては、たかが山菜といえども人生の喜びなんです」と心情を語り、「海を汚すトリチウム汚染水を流さないで！」のアピールもして下さいました。

次に、ベラルーシのジャンナさんからのメッセージを写真とともに紹介。

ジャンナさんはスマホを使いこなし、頻繁に写真添付でメールを送ってこられます。加えて、自動翻訳というツール（露語→英語）と振津翻訳（英語→日本語）のおかげで、ジャンナさんの近況やベラルーシの動きがいち早く私たちにも届くことになった今日この頃です。

ベラルーシでは国が出すコロナ情報は当てにできず、正確なことは把握できない。しかし感染が拡大しているのは、知り合いに感染者が出ていることから分かるので、ジャンナさんは都会を離れ、体の弱い息子さんや学校がお休みになった孫とダーチャ（近郊の別荘）で

しばらく暮らしておられます。広い畑や温室で野菜や果物を栽培して、保存食作りにも精を出す日々。お花や野菜やジャムなどの写真を見て、私たちスタッフも感心しています。



ミンスク郊外のダーチャ

また、いよいよ硬直化してきたベラルーシ政府は、4月26日のチェルノブイリの日、コロナ禍もあって、チェルノブイリ記念行事などの開催をかなり制限したとのこと。ですが、ジャンナさんは、事故当時の事故処理作業員の食事作りを手伝った高校生たちとのオンライン交流や、地域の学校で行われた「生徒たちとチェルノブイリ被災者が出会う会」に移住者の会のメンバーが出席するなど、チェルノブイリを風化させないための努力が続けられていることを知らせてくださっています。

ベラルーシの情勢は厳しく、外国への出稼ぎなども以前のようにはできず、毎日の生活も息苦しくなっているようですが、メールに詳細を書くことも憚られる雰囲気を感じられます。

そんな中でも、移住者の会のメンバー数人が、チェルノブイリ事故当時のご自身の体験に基づく思いや原発の建設や運転に反対するメッセージを寄せてくださったのは、ジャンナさん達が粘り強く活動を続けておられること、またそれは原発事故が何十年にも亘る連帯をもたらす強烈な打撃であったことの表れと思いました。

活動グループからのアピールもありがとうございました。「顔の見える関係」を大事にしてきた《チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西》にとって、コロナ感染の長期化は本当に辛いですが、できる限りのことはしていこうと参加者の皆さんも感じて下さったものと思います。
(たなか)

国連人権理事会へ



チェルノブイリ・フクシマのヒバクシャとの共同声明の提出について

今年はチェルノブイリ35年・フクシマ10年です。この機会に、二つの原発重大事故の被害者であるチェルノブイリとフクシマのヒバクシャと、そして私たち「救援関西」のように原発事故被害者と連帯する世界の人々との「共同声明」（NGOとしての意見表明）を、国連人権理事会に提出しよう（2020年「発足29周年の集い」での提案）、議論を進めています。この「共同声明」は、国内外に原発事故被害者の人権と補償の問題を広く知らせる「文書」として活用することを目指すものです。また、チェルノブイリとフクシマのヒバクシャの人権問題を通じて、「核の平和利用」を人権擁護の視点からも国際的に議論するきっかけにもしたいと思います。さらに、今後の国内外での被害者支援や反核運動にも繋げ、コロナ感染パンデミックが収束してベラルーシやロシアとの往来再開が可能になった段階で、

開催したいと考えている「チェルノブイリとフクシマを結ぶ・国際シンポ」（2016年、大阪「国際シンポ」を発展させる）にも繋いでいこうという取り組みです。

7月4日の「チェルノブイリ35周年の集い」では、今年9月の第48通常会期・国連人権理事会への提出（8月末頃締め切り）を目指して案文を作成し、国内外で賛同団体を募って、連名で（国連協議資格のある団体を通じて）提出する予定で、下記のような「導入部分」で始まる「素案」を提案しました。

私たちは、東京電力福島第一原発（フクシマ原発）とチェルノブイリ原発の重大事故の被害者、そして被害者を支援し連帯する活動に取り組んでいる世界の市民です。

チェルノブイリとフクシマの事故は、原発重大事故がグローバルな環境汚染をもたらし、また、事故炉の管理と廃炉、高汚染地域の管理は、何十年、あるいは100余年の長期間を要することを明らかにしました。（いずれも「国際原子力事象評価尺度」で最も高い「レベル7」とされた重大事故）

二つの原発重大事故は、それぞれに何百万人もの人々の健康と生活に深刻な被害を及ぼし、「健康に対する権利」をはじめ、国際人権法に明記されている様々な人権が侵害されています。[社会権規約：6条（労働の権利）、11条（居住権）、12条（健康権）「すべての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を有する」、13条（教育権）「教育についてのすべての者の権利を認める。」、自由権規約：6条（生命権）、他]事故直後の放射性プルームに曝された人々、その後も汚染地で居住したり働いたりしている人々の放射線被ばくによる健康リスクは生涯にわたります。そして、次世代への健康リスクも懸念されます。被害者は、避難・移住、生業の停止・喪失、コミュニティの崩壊、等々、様々な社会・経済上の困難を強いられています。また、それらに伴う「心の痛み」（精神的健康被害）にも苦しめられてきました。

私たちは、チェルノブイリとフクシマの原発事故被害者の人権の確立のために、当該政府が責任を確実に果たすように国連人権理事会が勧告することを求めます。また、長期にわたるグローバルな環境汚染と人権侵害をもたらす原発重大事故の「核の惨事」が繰り返されないことを切に願い、核エネルギーの「平和的」利用の危険性についても、人権擁護の観点から国際的議論がなされることを求めます。

この導入部分に続いて、チェルノブイリ、フクシマのそれぞれの人権状況を記載し、そして最後に「人権理事会への要請」として、下記の節を記載しました。しかし、書きたいこと、書かねばならないことが沢山あって、字数制限（英文で本文・脚注含めて1500又は2000単語、日本語で3000～4000文字程度）を、かなり超える提案となってしまいました。

国連人権理事会は、核の軍事利用である核兵器は「生命権を脅かす」とし、諸国に、その使用だけでなく保有、実験、開発、等々も含めて止めること、また生命権を脅かされた被害者への補償を促す「一般的意見」を公表しました(2018年10月)。原爆被爆者や核実験被害者の声に世界が耳を傾けたのです。

チェルノブイリとフクシマの被害者も、（同じく核被害者として）核の「平和利用」の原発・核燃料サイクルもまた、多くの人々の生命権を含む人権を脅かすものであると世界に訴えます。

以下、国連人権理事会に要請します。

- 1.核エネルギーの「平和利用」の危険性を人権擁護の視点から検討すること。人権擁護の立場からも、国際社会、諸国政府に、再生可能エネルギーへの転換を促すこと。
2. 原発重大事故被害者の健康と生活を、生涯にわたり守るための施策を行うよう、当該国政府に勧告すること。施策は、公衆の被ばく限度は「年1 mSvを超えない」ことを基本とすること。
3. 事故処理に携わる全ての労働者の被ばく防護、労働条件の改善、生涯にわたる健康管理・保障を政府の責任で行うように当該国政府に勧告すること。
4. 環境への放射能汚染の拡大、人々へのさらなる被ばくの押し付けを行わないように当該国政府に勧告すること。
5. とりわけ、ALPS 処理水（トリチウム汚染水）の海洋放出は、日本の人々のみならず、太平洋を共有する多く諸国の人々への人権侵害であることを改めて指摘し、海洋放出方針の撤回と処分方法の再検討を日本政府に勧告すること。

「集い」の参加者からは、「世界に日本で起きていることを広く知らせ、日本政府の被ばく健康影響切り捨てを暴露・批判し、健康・生活保証をできるだけ具体的に求めるのがいいのでは」「再エネは今や国際的流れ。どのような再エネをどのように進める、または進めてはいけないのかが問われている。再エネ推進だけを言っていたのでは周回遅れ」「国連人権理事会に勧告を出すように要請するのは（人権理事会の制度上）おかしいのでは」などのご意見も頂きました。また、東電福島第一原発からの「トリチウム汚染水」海洋放出については、特に重要な国際人権問題として別の文書で意見表明して知らせていくことも考えてはどうかとの提案もありました。

私たちがいろいろと「勉強」しながら手探りの取り組みです。また、ベラルーシやロシア、そして福島の被害者、友人の方々との意見交換も必要です。なので、7月の運営会議で相談の結果、9月の第48通常会期への提出は見送って、来年2月第49通常会期への提出を目指すこととしました。今後も引き続き議論し、できるだけ早く皆さんに案文をご提案できるようにしたいと思います。（事務局：振津）

ジャンナさんから 「原爆の日」に寄せてのメッセージ

8月6日と9日…これら8月の美しい夏の日、広島・長崎の両市に原爆が投下されて以降、長年にわたって、陰鬱な悲しみの日々になってしまいました。記憶を呼び起こし、私たちは決して忘れはしません。人々に対する、いかなる核被害にも反対し、核兵器に反対し、原発の「平和の核」にも反対し、連帯しましょう。親愛なる日本の皆さん、私たちは、被爆によって亡くなられた、なんら罪のない広島・長崎の市民の方々を、皆さんとともに追悼します。

ベラルーシ、ミンスク、マリノフカ、チェルノブイリ移住者の会



ALPS処理水（トリチウム汚染水）海洋放出の問題点に関する 政府交渉（2021年7月26日）に参加して

なぜ、前代未聞の事故原発の炉心に触れた汚染水をわざわざ海に流すのか？

なぜ、漁民・福島県民・国民・世界の反対・危惧に答えず、議論もしないのか？

なぜ、さらに放射能汚染を拡げ、さらに被害者に被ばくを押し付けるのか？

≪「海洋放出」閣議決定許し難し≫

脱原発福島県民会議をはじめとする8団体（「救援関西」も参加）が呼びかけ、昨年より汚染水の海洋放出をしないよう政府交渉を持ち、また申し入れも行ってきました。今回は、2021年4月に、政府が「閣議決定」で「ALPS処理水の処分に関する基本方針」を出し「2年程度後に海洋放出を開始する準備を進める」ことを東京電力に求めたことを受けての交渉でした。



この暴挙許しがたく、コロナ蔓延のこんな時期ではありますが、改めて交渉を持ちました。流してしまったらもう取り返しはつかない！道義（約束）違反！法令違反！なんでも閣議決定したら済むと思うのは間違いですよ！と言いたくて、交渉に参加しました。

≪政府への質問9項目≫政府側は「廃炉・汚染水・処理水対策チーム」として経産省・資源エネルギー庁と外務省から7人が前に並びました。

質問1 全国漁連・福島漁連をはじめ、関係者の反対を押し切って、「重い約束」を破棄し、ALPS処理水（「トリチウム汚染水」）海洋放出方針を決定したこと

質問2 「トリチウム汚染水」海洋放出は、日本の国内法令違反

質問3 「トリチウム汚染水」海洋放出は、ロンドン条約・議定書に反し、国際法違反

質問4 「トリチウム汚染水」は海洋放出せず、陸上での処分・保管を真剣に検討すべき

質問5 「トリチウム汚染水」の海洋放出は、原発の通常運転で放出される液体廃棄物とは、発生源・性状・濃度・放出量において全く異なる

質問6 「トリチウム汚染水」の海洋放出は、福島県、日本のみならず、太平洋を共有する全ての人々への人権侵害

質問7 「トリチウムの安全性」について、トリチウムの生体影響評価の見直し、及び政府が「放射線防護」の立場に立つことを明言することの確認

質問8 「風評被害が生じた場合のセーフティネットとしての賠償」は機能するのか

質問9 「廃炉・汚染水・処理水対策」に関する福島と全国での公開討論会の開催

《福島から》

交渉の冒頭、福島の現状を、脱原発福島県民会議を代表して佐藤龍彦さん（檜葉町）が、以下のように訴えました。

責任：今、復興10年ということで、第二期の「復興創成期間」と謳われ、それが進められている現状ではないかと思えます。課題は依然として多岐にわたっていて、生活再建の途上にあるということは、理解頂きたいと思えます。生活再建を進めていく上で、住民の皆さん方が異口同音に思っていることは、重大事故を起こした国や東京電力の責任が、復興のベース、根底になければいけない。従って、何をやるにしても、信頼関係の構築、そして不信感の除去ということが復興のベースにあるのではないかと思っています。

約束：今回の政府の方針決定は、その信頼関係、不信感の除去、というところに逆行して、漁業関係者との約束を反故にするばかりか、その反対の意見、あるいは慎重に対応してくれという、そういう声に答えることもなく、県民世論を無視した決定になってるんじゃないかと思っています。まさに今、福島県民はそうした渦中であって、その不信、不満が募るばかりです。

お金ではない：ある漁業関係者に聞きますと、漁民というのはね、魚を獲ってナンボだ。魚を獲って消費者に、皆様に食べてもらって、そして喜んでもらう。これが一番、働くことの喜びであり誇りなんだっていう、そういう話を非常に聞くことが多いわけですね。この間、操業禁止から始まって、試験操業、そして今、本格操業にと。本当にこの10年間の苦しみは、大変なものだったんだろうというふうに思わざるを得ないわけです。福島の漁業関係者というのは、非常に零細企業、いわゆるひとり親方、そういう漁民が多くて、その後継者も含めて、これから先、非常に不安な状況にあるということは、異口同音に聞いている。それでもなおかつ努力をしながら、若い人たちに、どういうふうに漁業を伝えていくのか、引き継いでいくかっていうことで懸命に努力しているんですね。そういった世代を超えた人たちに将来展望をちゃんと与えていく、そういう漁業のあり方をこれからも継承して行こう。その渦中であって、今、仕事を、海ってのは仕事場なんだ、仕事を汚される。これに対して非常に不安を訴えているんだね。だから、どこの職場でもそうだけでも、そこが破壊されたり、汚されたりするのは、そんなことをする権利は（誰にも）ないわけだね。そこで何十代も含めて、営々と積み上げてきたその仕事場、そしてその中で培われてきたコミュニケーション、そういうことが崩壊されていく、されてきたわけですよ。

方針撤回から始めよう：今、本格操業を再開しようとしている時に、この政府の方針決定は、やっぱり漁民を馬鹿にしている。漁民だけじゃない。農業関係者、そして林業関係者、福島の生産団体が、みんなこぞって反対している。それを敢えて汚染水を流していくということは、これは暴挙ですよ、どう考えてもね。で、あんたたちは、問題は風評だけっていうふうに特化して、風評対策に、あるいはその「正しい」情報発信、そして賠償問題に特化しようとしてるけれども、噛み合わないですね。やっぱり「海に投げないでくれ」っていう、そういう意見と、全然、噛み合っていないわけだね。だから、その点はちゃんと自覚して、この方針決定について、改めてもう一回見直していく、撤回をしていく、そこから始めまし

よう。そして信頼関係を作りましょう。そして不信感を除去しましょう。ぜひ、そうしてもらいたい。以上です。

佐藤さんは、怒りを抑え、対話すべく歩み寄りもふくめ、控えめすぎるくらいで、漁民をはじめ、県民を代表して筋の通ったことしか言ってない。

福島みずほ議員も、弁護士らしく「関係者の理解なしには、いかなる処分も行いませんという約束があります。契約は守らなくてはなりません。これは近代契約の原則です。約束です。」と、漁業者をはじめ関係者との「約束違反」のところでかなり突っ込んで下さいました。

《政府の回答》

しかし、残念ながら、官僚の皆さんは、聞く耳を持っていないようで、風評被害のこと以外は、「関係各部門の調査や専門家(政府の依頼した・・・です)の科学的なご意見をいただき」・・・ばかりで、既に決定したところを(皆さんに)「ご理解いただくよう努力します」の繰り返しでした。外務省も、ALPS 処理水のように「陸上施設からの廃棄物等の海洋への放出は、ロンドン条約・議定書の規制の対象にはならない」との見解を繰り返しました。しかし「全ての質問には答えられていないので、検討します」とも答え、後日、改めて文書で回答を求めることになりました。

政府は、正しいのは IAEA 等の原発推進の国際機関であり、閣議決定である。住民や漁民の当事者は「『科学』が分かっていない、知識のない人々なので、ご理解していただくように説明するだけ」と言わんばかりでした。しかし、中身の話になると、「国際機関が安全と評価している」等繰り返すだけでまともな議論もせずに黙りを決め込んでいましたが。



公開討論さえ断固黙り込み、参加者の批判をあげました。

官僚の仕事は、閣僚の決定に沿うことかもしれませんが、法令の矛盾に責任を感じるとか、国民のために働く官僚の意地というか筋というものがまったくないところが、安倍政権以降の特徴かなあと、思い当たりました。

《海洋投棄は暴挙、撤回させましょう》

しかし、言い訳をどんなに繰り返しても、正しい問題提起に答えていないことは、明らかです。汚染を広げていいのかどうかは良心があれば分かることです。被害者を守り、被害を最小にするのは最低限の国の義務です。署名を拡げ、身近なところから、声を上げていきましょう。

(長澤由美)

～2021年8月盛夏～

中山間地域から 持続可能の世界の一步となることができれば・・・ — 持続可能な社会（SDGs）を「知る」から「行動する」に —

久保きよ子

新型コロナ禍のため、人々のひざを交えての会談ができなくなり、つながりが疎遠になることを恐れる今日この頃です。

新型コロナウイルスは、今までの日常生活の見直しをいやおうなく迫っているのかもしれませんが。

そんな中、私たちにも集会や集まりの参加を見送る場面が多く生まれ、仕方なく田舎で野良仕事のまねごとをしています。

私のふるさと和歌山県日高川町での野菜作りでは、サルや猪、鹿との攻防戦を繰り広げていますが、作物は手間をかければ、かけるだけ、必ず成長を保証してくれるという当たり前のありがたい教えを受け取っております。

それに比べ、賢いといわれる人間が作り上げる世界では、なんとウソと偽善に満ち満ちていることか。

40年間原発運動で多くの人たちと共に闘ってきました。しかし、10年前に絶対に起こらないと推進側が言っていた原発重大事故が起り、原発を推進してきた人たちは、何らの反省もなく、日本の経済成長のためには、原発の延命はやむなしとして、いまだに原発を開発し、拡大していったことは正しいと主張する有様です。正しい目や姿を持たない人々によってこの社会は滅ぶのではないかと危惧し、そんなことは許せないと憤る毎日です。

でも、その反面、この社会を持続可能な社会へと導き、広げようという正常で正しい運動が着実に進んできているのではないかと期待しています。

その一つを紹介しましょう。ある知人から「台所で使っている食器洗いスポンジは、使えば使うほど細かな粒となってしまう水とともに海に流れ、やがて海で育つ魚などの体に入り、食物連鎖で、大きな魚や鳥たちの体をむしばんでいくのでしょ。

だったら昔使ったへちまたわしを使ってみたい」と、言われ、わが田舎で、へちま栽培をすることになりました。

小学生の理科の時間にへちま作りをした記憶はありますが、初めての試みです。

冬の間土を耕し、鶏糞、牛糞、消石灰を混ぜ込み、3月に種をまき、川そばで育つ竹で棚作り、7月には写真にあるごとく、雄花が咲き乱れました。



低い棚からはみ出るオ花たち へちま

楽しみにしていたところ、ある日、突然に小動物（狸か、穴熊か、ハクビシンか、ウリ坊か??）が、餌となるミミズを堀だし、へちまのツルの根元が、ヨレヨレとなりました。繕いなおしましたが、今度は長雨。雌花の成長を楽しみにしていましたが、腐ってしまいました。非常に残念です。

でも1、2個はできているのでこの経験を活かし、来年も挑戦します。

へちまたわしだけでなく、へちま水が取れれば、このへちま水は化粧水にも、咳止めとしても効能があるようです。

コロナ禍対策をしっかりとしながら、そうそう、「植物の効能と人間」についてお話をいただいた原三郎先生が開発した桑の葉粒も毎日服用しています。

元気に過ごすことに心がけている毎日です。

ささやかな行動が、持続可能な社会の参画になればと、思うこの頃です。

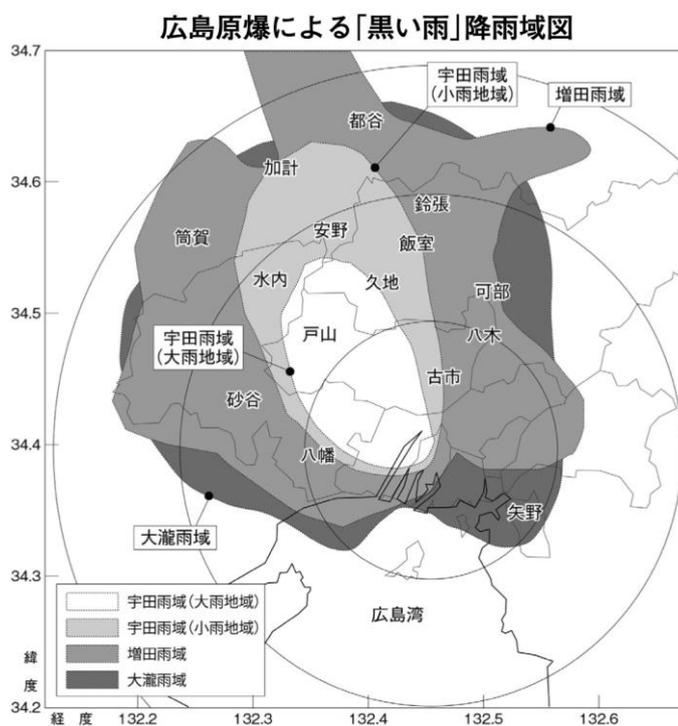
「黒い雨」被爆者訴訟 広島高裁判決 全面勝訴！ 原告全員を被爆者に認定！

今年7月14日、広島高裁は「黒い雨」被爆者控訴審で国側の控訴を棄却し、原告全員に被爆者健康手帳を交付するように命ずる判決を出した。7月26日、菅首相は上告を断念し判決は確定した。「黒い雨」に遭い、被爆者なのに国の援護を受けられないのは違法として、2015年に、被爆者健康手帳の交付を求めて広島地裁に提訴してから5年が過ぎ、被爆から実に76年が経ってようやく被爆者として認められたのである。

判決の主な争点は、原告ら「黒い雨」被爆者が、被爆者援護法1条3号（被爆者の定義）の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」（3号被爆者）に該当するかであった。判決は、これに該当するためには、「特定の放射線の曝露態様」にあったこと、そしてその曝露態様が「原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定することをできない」ことを立証すれば足りるとした。「放射能の影響を受けるような事情」とは、「健康被害が生ずる可能性がある事情」さらに換言すれば「健康被害が生ずることを否定できない事情」の下に置かれていた者と解されるとした。そして、「黒い雨」に放射性降下物が含まれている可能性があったことから、線量推定は非常に困難としながら、直接「黒い雨」に打たれた人々だけではなく、放射性微粒子を吸い込んだり、混入した井戸水を飲んだり、付着した野菜を食べるなど内部被曝による健康被害の可能性も指摘した。そして、そのような曝露態様の人々も含めて「健康被害が生ずることは否定することをできないものであったこと」が認められるとして、1条3号に該当する被爆者として認め、国側の言う「具体的な科学的根拠に基づき高度の蓋然性をもって立証」すべきとの主張を退けた。

「黒い雨」の雨域の範囲についても、今まで認められていた「宇田雨域よりも広範囲であった推察される」として、大瀧雨域と増田雨域にも「黒い雨が降った蓋然性があるべき」と認めた。従来「雨域」と認められていた地域（宇田雨域の大雨地域）からは6倍にもあたる（図参照）。政府は、1980年の基本懇答申で「被爆地域の指定は、科学的・合理的な根拠のある場合に限定」とされて以来、今まで雨域の拡大を認めてこなかったが、判決はそれを覆した。

その上で、一人ひとりを「個別・具体的」に、当日どこにいてどのように「黒い雨」に遭ったかを検討して全員を被爆者として認めた。そして、一番で必要とした造血機能障害などの11疾患にり患しているという要件も外した。控訴を棄却し、一番を「維持・強化」し、84名（継承者を含む）の原告全員を、黒い雨に暴露したとして被爆者と認めた画期的な判決であった。（提訴後、地裁結審までに既に原告の被爆者13名が他界された。）



竹森雅泰弁護士作成
宇田雨域(大雨地域) = 第1種被爆者健康診断特例区域

菅首相、上告を断念し、高裁判決確定。「同じような事情にあった方がた」も認定し救済する方向

被告であった広島市・県をはじめ、被爆者団体や全国の市民などから政府に対して、上告断念の要請（「救済関西」も首相、厚生労働大臣に上告断念、広島市、県に激励の要請文を送った）がされた中で、7月26日、菅首相は上告断念を表明し、27日、首相談話を発表して閣議決定した。その中で、「被爆者援護法の精神に立ち返ってその救済を図るべき」とし、また、「原告と同じような事情にあった方々」についても認定し救済できるよう早急に対応を検討したいとした。しかし、「（原子爆弾の健康影響に関する）過去の裁判例と整合しない点があるなど、重大な法律上の問題があり、政府としては本来であれば受け入れ難いもの」とし、「内部被曝の健康影響を、科学的な線量推計によらず、広く認めるべきとした」ことに関しては「これまでの被爆者認定制度の考え方と相いれない」として容認できないとした。しかしこれは「被爆者援護法の精神に立ち返る」ということと矛盾する。

高裁判決は、被爆者の認定について「援護法」の1条3号の意義に照らし、「疑わしきは申請者の利益に」の方針で臨むべきという判断に立ち、「被爆をしたであろう人や健康影響が全然ないと断言できない人」等、放射線の身体への影響があると考えられる場合は「晩発的な健康障害を招来すると考えられる程度に有意ものであったこと」まで立証する必要はないとしている。

政府は、「黒い雨」被爆者を被爆後76年も放置し、「被爆者健康手帳」の交付など、被爆者としてのあたり前の権利を認めてこなかった。被爆者の平均年齢は83歳を超えており、早い対応が求められている。この広島高裁判決の確定は、長崎の「被爆体験者」の被爆者健康手帳を求める運動を力づけるものである。そして、フクシマ事故により被曝をさせられた人々への、国による「健康手帳」交付を求める、今後の運動にも生かしていけたらと思う。（いのまた）

カンパ・会費の納入ありがとうございました！

(2021.5.30~2021.9.8)

田岡ひろみ 吉崎恵美子 三原翠 岩瀧悦子 梅原桂子 佐藤ちい子 奥谷恵子 木下佳子 池田晴海 井上保子
高木祥吾 奥平純子 富田洋香 寺西清 山下晴美 田中章子 猪又雅子 木下俊子 赤部美千代 木村英子 池本ゆり
子 岡田仁 (順不同・敬称略)

<多くの皆さんに読んでもらいたい～書籍紹介>

「全村避難」を生きる

生存権・生活圏を破壊した福島原発「過酷」事故

著：菅野哲



飯館村の菅野哲（ひろし）さんが、2020年2月に本を出版されました。（言叢社より）

《考え抜いたこの10年・貴重な証言》

原発事故による全村避難。飯館村民救済申し立て団を組織して闘い、考え抜いたことを。ご自分の人生、大病や大けがや生きざま、厳しい開拓農家の暮らしと村の共同体、元村の職員として自治体の在り方もふくめ、貴重な証言を、自叙伝のように書かれています。

《大切なものを失った》

2013年、「救援関西」の仲間と一緒に初めて飯館村を訪問した時、菅野さんに案内してもらったことを思い出



します。菅野さんは、娘さん家族と離れて、高齢のお母様と奥様と福島市内の借り上げ住宅で避難生活をされていました。

3.11直後は地震で電気・水道がストップする中、原発事故で避難してきた双葉地方の人々の避難所を作ったそうです。その後、飯館村にも高濃度の放射能が降ってきたことが分かり、避難を求めるも、国や県からは避難指示が出ない。村も動か

ない。京大原子炉研究所の今中哲二さん達が汚染状況調査結果を進言するも村は拒否。放置され被ばくさせられた。結果的に大切にしてきた土地も家畜もすべてを失った。と話されました。高い線量と国や村の無策に翻弄される避難生活。働き者の高齢者はすることがなく体調を崩していました。「避難していても土に触れてこそ農家。畑がないと生きていけると言えない」と避難先で畑を借り上げ、居場所を作っておられました。

《あえて言う。飯館に30年間手を付けるな》

「丁寧に丁寧に（までに）手入れしてきた大切な故郷。しかし、山に囲まれた高汚染地で、現実には多くの人手をかけ被曝しながら表土を削り自然破壊しながら除染しても、本当に放射能を取り除くことはできない。皆と同じく、村に帰りたいが、あえて、30年間飯館に手を付けるなと言う」と言われました。多くの人が思いながらも声に出せない、重い言葉でした。

《被害者には「生きる力」生活再建を保証する賠償が必要》

この本では今の課題が示され、そして人間としてどう生きるべきか、国や自治体はどうあるべきか、なぜそう考えたのが、菅野さんの語り口が聞こえるように書かれています。

「もっとも不愉快なのはまずは除染ありきという国の姿勢。村民が危惧しているのは、いい加減な除染をして安全宣言を出されること。避難生活のままでは暮らせないし、そんなところに帰れるはずもない。わずかばかりの賠償を得て何もせずに暮らしても生活破壊は克服できない。生活再建のための本当の賠償と謝罪を求めよう」と、国と自治体の責任を問うています。ぜひ、多くの人に読んでもらいたいと思います。（由美）

シンデレラ ～ダンスコアポシブル リサイタル 2021～

6月5日に兵庫県立芸術文化センター／阪急中ホールにおいてダンスコアポシブル リサイタルが開催され、I. ダンスコンサート II. LIFE III. シンデレラが上演されました。

《こんな時だからこそ》

いつも踊らせていただいている上にいつも私どもの発表会を応援していただき

「チェリノブイリ・ヒバクシャ救援関西」の皆様には感謝しております。

昨年からのコロナ禍でポシブルも多大な影響を受けて参りました。

去年は6月の舞台を9月に延期を余儀なくされて 今年こそ！と思っていましたが、直前が緊急事態宣言！感染予防のため2～3人の少人数クラスでパートごとの練習のみ。皆で集まる総稽古もできず本番を迎えると言う前代未聞の事態となりました。どうなることかと心配していましたが 初めて集まった30人の大群舞「天空へ」が見事すぎて感動でした。ポジブルの目指す生命あふれる舞台でした。コロナ禍の中でも意志さえあれば見事な華を咲かせることができると証明できたのではと感じました。コロナに負けず続けて頑張っていきたいと思います (小谷ちず子)



《命あふれる舞台》

今年のポシブルは、昨年に引き続き、コロナに翻弄されながらの公演。

しかし、こんな時だからこそ、楽しい舞台ありがとうございました。

こんな時にもかかわらず、「応援団」というかファンの方々も多く、兵庫県立芸術文化センター中ホール「いっぱい」の観客に驚きました。(もちろん、「コロナ対策」もちゃんとされています。)

古典はシンデレラでした。はじめて観ましたが。プロコフィエフのなんだか聞き覚えのある懐かしい音楽、ファンタジーに無邪気に入り込みました。華やかで新しいポシブルを、観ちゃいました。

そして、ポシブルの本領発揮は、やはり創作。「天空へ!!」は迫力でした。バレエですから言葉の説明はなにもないのですが。大地の力と言うか、人間の底力と言うか。生きる自信を、腹の底からドンドンと与えられるダンスでした。



ご苦労あったと思います。が、観ている方にその苦労や疲れを感じさせない楽しい時間でした。

小さいダンサーも育てて可愛く(笑)。

帰り道、フンフンと、軽くスキップしている自分に気づき、はっと、周りを見ました。

そうなんです。自覚症状はないけど、平気なつもりだけど。ずっと自粛生活で、実は自分も少し鬱々してたんだと、今日の舞台に解放されたんだと気づきました。

芸術は、ご飯じゃないが、ご飯みたいなもの。必要不可欠なものなんだと、気づき、ちょっと泣きそうになりながら帰りました。

(長沢由美)

♡♣♠♡♣♠♡♣♠♡♣♠♡♣♠♡♣♠♡♣♠♡♣♠♡♣♠♡♣♠♡♣♠お知らせ♡♣♠♡♣♠♡♣♠♡♣♠♡♣♠♡♣♠♡♣♠

*「救援関西」 発足30年のつどい (Zoomと同時開催)

日時：12月12日(日) 午後1時30分～4時30分

場所：大阪市立総合生涯学習センター 5F 第1研修室 (大阪駅前第2ビル)

コロナの感染状況によっては、Zoom開催のみとなる場合もあります。日にちが迫ったらHPにてお知らせします。不明の場合はお手数ですが、お問い合わせください。

*戦争はいやや！ 核なんかいらへん！ FESTIVAL (反核フェスティバル) (予定)

日時：11月7日(日)

場所：平野区画整理記念会館 (地下鉄谷町線「駒川中野駅」東へ徒歩10分)

主催：反核フェスティバル実行委員会 (連絡：テラサワ 090-3929-0053)

いつものダンスコアポシブルも出演。創作ダンス「私は叫び続ける」を披露します。乞うご期待！

=ジュラーヴリ125号・目次=

1p・・・「チェルノブイリ 35周年の集い」

3p・・・国連・人権理事会への提出文書について

5p・・・チェルノブイリ・ジャンナさんからのメッセージ

6p・・・アルプス処理水海洋放出の問題点に関する政府交渉

9p・・・コラム～中山間地域から持続可能な世界の一步となることができれば

10p・・・「黒い雨」被爆者訴訟 広島高裁判決

12p・・・書籍紹介～「全村避難を生きる」

13p・・・ダンスコアポシブル リサイタル 2021

14p・・・お知らせ



*良かった！ やっと被爆者に認定！

広島で「黒い雨」に遭いながらも被爆者認定の外に置かれ裁判を闘っていた原告に、75年経ってようやく「被爆者健康手帳」の交付。原告のみならず、まだ救済の外に置かれている「同じような事情にあった」広島・長崎の方がたに、口先だけでなく、早く、幅広く、救済を！

*許せない！ トリチウム汚染水の海洋放出！

政府は国内外の反対を押し切って、海洋放出を決定し、着々と準備を進めている。反対の声を強め、約束違反、法令違反の汚染水放出を撤回させましょう。これ以上の放射能汚染とヒバク、事故の被害の拡大を許してはなりません。署名にご協力をお願いします。ネット署名もできます。 <<http://fukushima-kenmin.jp/>> (M)

ニュース発行：チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西事務局

連絡先：〒591-8021 堺市北区新金岡町1-3-15-102 猪又方

Tel: 072-253-4644

e-mail: cherno-kansai@titan.ocn.ne.jp

郵便振替：00910-2-32752

口座名：チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関